

・ H27. 12. 22 **削除**

○ II - 1 会計責任者の職務代行者であった者による政治資金監査

旧	新
<p>II - 1 会計責任者の職務代行者であった者による政治資金監査</p> <p>Q 年の途中まで国会議員関係政治団体の「会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者」であった者が、登録政治資金監査人として、当該団体の当該年に係る政治資金監査を行うことができるのか。</p> <p>A 政治資金監査は、外部性を有する第三者により行われるものであり、国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者は、当該国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことができないこととされています。 お尋ねの場合は、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類に自ら政治資金監査を行うことになりかねませんので、制度の趣旨を踏まえれば、適当ではありません。</p>	<p>(削除)</p>